

大阪紡織労働組合規約

第一章　總則

- 第一條 本組合を大阪紡織労働組合と稱す
第二條 本組合は日本労働組合連盟に加盟す
第三條 本組合は織維工業に從事する労働者を以つて組織す
第四條 本組合は本部を大阪市に支部を各所に置く

第二章　目的及事業

- 第五條 本組合は本組合の綱領に基き本組合の主張の實現を圖るを以つてその目的とす

- 第六條 本組合は前條の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ

第三章　入會及資格

- 第七條 本組合員は第六條に規定諸事業の特典を享の権利を有す
第十條 本組合員は規定の会費を前納し本組合の規約及決議を尊重し之を遵守するの義務を有す
第十一條 本組合員は規定の会費に違反し又は三ヶ月以上組合費を滞納したものは本部員會及所屬支部の決議に依り退會又は除名を勧告するものとす

第四章　權利及義務

- 第九條 本組合員は第六條に規定の権利を有す
第十條 本組合員は規定の会費を前納し本組合の規約及決議を尊重し之を遵守するの義務を有す
第八條 織維工業に從事する労働者は何人たるものも自由に本組合に入れる事を准

第五章　機關

- 第十二條 本組合の機關を左の三種とす

第六章　役員

- 第十三條 大會、本部員會、執行委員會、

- 第十四條 本部員會は役員執行員本部員支部長及各支部選出の代議員を以つて組織し毎年一回組合長之を招集し本組合の重要事項を協議決定す
但し本部員會又は組合員の三分之二以上請求ありたる場合は組合長臨時大會を招集することを得

- 第十五條 本部員會は役員及執行委員本部員を以つて組織し組合長之を招集し緊急事項を協議決定す

- 第十六條 执行委員會は役員及執行委員を以つて組織し大會及び本部員の決議を執行す

第七章　會計

- 第十七條 組合員一名、會計一名、會計監査二名、主事一名、執行委員若干名、本部員若干名、

- 第十八條 役員は大會に於て選舉す

- 第十九條 組合長は大會に於て選舉し本組合を代表し全般の事務を處理す

- 第二十條 上の支部より二名宛選出し支部の意見を代表し本組合の方針態度を協議決定し本部の事務を補佐するものとす

- 第二十一條 本部員は令賃完納の組合員五十名以上の支部より一名宛百名以上を選出し最後の端数は二十名に達する時は更に一名選出するものとす

- 第二十二條 执行委員は教育、傳播、共済、出版、法律、労働爭議の各部事務を分担處理するものとし本部員會に於て本部員中より選任するものとす

- 但し本部員會に於て必要と認めたる場合は一般組合員中より選任する事を得

- 第二十三條 會計監査員は大會に於て組合員中より選舉し本部會計を監督監督するものとす

- 第二十四條 會計及監査員は何時にも各支部の會計を検査する事を得

- 第二十五條 代議員は一部を以て一選舉區とし區内の組合員三十名毎に一員選出す

- 第二十六條 本組合の會計は年一回の大會に於て其の期間の決算を發表し總會の承認を経る事を要す

- 第二十七條 既納の入会金及会費は一切之を返還せず

第八章　支部

- 第二十八條 本組合の支部は一工場を以つて置く事を得

- 第二十九條 本組合の支部は會費完納者五十名以上を以つて組織するものとす

- 第三十條 但し定員に満たざる場合は本部直屬とす

第九章　規約

- 第三十一條 本組合の支部は一工場を以つて置く事を得

- 第三十二條 本組合の支部は會費完納者五十名以上を以つて組織するものとす

第十章　規則

- 第三十三條 本組合の支部の規約は組合規約に反せざる範圍内に於て本部員會の承認を要くべきものとす

第十一章　附則

- 第三十四條 同一地方に二つ以上の支部ある時は支部聯合を組織する事を得

- 第三十五條 本組合に顧問及相談役を置く事を得

第十二章　規約

- 第三十六條 本規約に關する施行細則は別に之を定む

第十三章　規約

- 第三十七條 本規約は大會に於て出席代議員三分の一以上の賛成者あらざれば變更する事を得ず